

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 29 年 3 月受験版』
お詫びと訂正のお知らせ

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 平成 29 年 3 月受験版』をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容	
88 ページ 第 1 章 道路運送法 18 事故の報告 [1] ■事故の定義 [事故報告規則第 2 条] 過去出題例 〔転覆事故／転落事故／鉄道事故〕	誤	1. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] ○
	正	1. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] ○
88 ページ 第 1 章 道路運送法 18 事故の報告 [1] ■事故の定義 [事故報告規則第 2 条] 過去出題例 〔転覆事故／転落事故／鉄道事故〕	誤	4. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] ○
	正	4. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] ○
88 ページ 第 1 章 道路運送法 18 事故の報告 [1] ■事故の定義 [事故報告規則第 2 条] 過去出題例 〔衝突事故／死傷事故／負傷事故〕	誤	1. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.3] ○ 2. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] × 3. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[26.8] ×
	正	1. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.3] ○ 2. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.8] × 3. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[26.8] ×
89 ページ 第 1 章 道路運送法 18 事故の報告 [1] ■事故の定義 [事故報告規則第 2 条] 過去出題例 〔旅客事故〕	誤	1. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.3] ×
	正	1. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[28.3] ×
89 ページ 第 1 章 道路運送法 18 事故の報告 [1] ■事故の定義 [事故報告規則第 2 条] 過去出題例 〔法令違反事故〕	誤	2. (略)。この場合、一般貨物自動車運送事業者は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[27.3] ○
	正	2. (略)。この場合、 一般旅客自動車運送事業者 は自動車事故報告規則に基づき、国土交通大臣に報告をしなければならない。[27.3] ○
別紙解答 3 右段上から11行目	誤	P354 【 2 】 3
	正	P354 【 2 】 1, 2